

平成 23 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 富士火災海上保険株式会社
代表者名 代表執行役会長 近藤 章
(コード番号 8763 東証・大証第一部)
問合せ先 経営企画部長 深水 邦彦
(T E L : 03-5550-4807)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定のお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 17 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 23 年 5 月 17 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 1 . において定義します。以下同じです。）の全部取得について、定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 23 年 7 月 28 日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成 23 年 7 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます）及び株式会社大阪証券取引所市場第一部（以下「大証一部」といいます）において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 23 年 8 月 2 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を、平成 23 年 8 月 3 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 5,754,127 分の 1 株の割合をもって当社 A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1 . 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 23 年 5 月 17 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとお

り、以下の ないし の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式及び第 1 種優先株式とは別の種類の当社の株式（A 種種類株式）を発行できるものとしたします。

による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合には、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、A 種種類株式を 5,754,127 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものとしたします。

会社法第 171 条第 1 項並びに上記 及び上記 の変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式 1 株あたり 5,754,127 分の 1 株の割合をもって A 種種類株式を交付いたします。なお、チャートイスグループ株主を除く株主の皆様を取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、取得の対価として交付された A 種種類株式に 1 株に満たない端数がある株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

2. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち 及び ）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち 及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会第 1 号議案及び本種類株主総会第 1 号議案として付議され、いずれも承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち は、本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会第 2 号議案として付議され、いずれも承認可決されました。本定時株主総会第 1 号議案及び本種類株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 23 年 5 月 17 日付当社プレスリリースの「 . 1 . 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 1」）」に記載のとおりであり、また、本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会第 2 号議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「 . 2 . 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 2」）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 23 年 8 月 3 日に発生いたします。

3 . 全部取得条項付普通株式の取得 (本完全子会社化手続のうち) の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことも含めて本定時株主総会第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 23 年 5 月 17 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本完全子会社化手続のうち 及び による変更後の当社の定款に基づき、取得日 (下記 (2) をご参照下さい。) において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 5,754,127 分の 1 株の割合をもって交付するものです。なお、チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー、チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク、チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社及びチャーティス・ヨーロッパ・エスエイ以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち の効力発生を条件として、平成 23 年 8 月 3 日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式 5,754,127 分の 1 株を交付いたします。

また、株主様に対して交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となるときには、当社は、1 株未満の端数の合計数 (会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当社は、会社法第 234 条第 2

項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をチャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に146円（平成23年2月14日から行われた当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち）の効力発生日	平成23年6月28日
当社普通株式の東証一部及び大証一部における整理銘柄への指定	平成23年6月28日
当社普通株式の東証一部及び大証一部における売買最終日	平成23年7月28日
当社普通株式の東証一部及び大証一部における上場廃止日	平成23年7月29日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日	平成23年8月2日
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち）の効力発生日	平成23年8月3日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち）の効力発生日	平成23年8月3日

以 上